

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。